

令和 8 年 (2026 年) 4 月 16 日
八王子市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
高齢者いきいき課

八王子市高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定について

1 議題趣旨

八王子市高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画（令和 9 年度～令和 11 年度）の策定するにあたって、策定の基本的な考え方について意見を求めたい。

2 高齢者計画・介護保険事業計画について

(1) 法定上の位置づけ

- ・市町村介護保険事業計画（介護保険法）
- ・市町村老人福祉計画（老人福祉法）
- ・市町村認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）

(2) 市町村介護保険事業計画

介護保険制度は原則 3 年を 1 期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行う制度構築となっている。介護サービス等の円滑な給付に向けて、市町村介護保険事業計画の策定が求められている。

介護保険事業計画に記載する事項

◎ 定める事項（介護保険法第 117 条第 2 号）

- 1) 日常生活圏域の設定
- 2) 各年度における必要利用定員数
(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について)
- 3) 各年度における種類ごとの介護サービスの見込量
- 4) 各年度における地域支援事業の見込量
- 5) 自立した日常生活の支援、介護予防、重度化防止
及び介護給付費等の費用の適正化に関する取組と目標

◎ 定めるよう努める事項（介護保険法第 117 条第 3 項）

- 1) 必要利用定員数の確保のための方策
- 2) 種類ごとの介護サービスの見込量の確保のための方策
- 3) 各年度における地域支援事業に要する費用と、見込量の確保のための方策
- 4) 中長期的な推計
(種類ごとの介護サービスの量、介護給付に要する費用、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用、保険料の水準)
- 5) 介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化・質向上に資する都道府県と連携した取り組み
- 6) 介護サービス事業者間の連携の確保に関する取組
- 7) 認知症施策の推進

※上記のほか、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」）において、市町村介護保険事業計画の作成に関する「基本的事項」「基本的記載事項」「任意的記載事項」が示される。

(3) 市町村老人福祉計画

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を策定する必要がある。

ただし、現在の高齢者福祉行政は、介護保険事業を軸とした制度構築となっており、老人福祉法における事業の多くが介護保険事業としての位置づけも有する。介護保険法に規定される事項は、介護保険事業計画の「基本指針」を参考に策定を行う。

<p>老人福祉計画に記載する事項</p> <p>◎ 定める事項（老人福祉法第20条の8第2項） 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の量の目標</p> <p>◎ 定めるよう努める事項（老人福祉法第20条の8第3項）</p> <p>1) 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設の量の確保のための方策</p> <p>2) 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設に従事する者の確保・資質の向上、業務の効率化・質向上に資する都道府県と連携した措置に関する事項</p>
--

【参考】老人福祉事業と介護保険サービスの関係

老人福祉法の事業・施設名		介護保険法のサービス
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		夜間対応型訪問介護
		第1号訪問事業
	老人デイサービス事業 ※老人デイサービスセンターは老人福祉施設	通所介護
		地域密着型通所介護
		認知症対応型通所介護
		第1号通所介護
老人短期入所事業 (老人短期入所施設)	短期入所生活介護	
小規模多機能型居宅介護支援事業	小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護	
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設
		地域密着型介護老人福祉施設
	養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護
	経費老人ホーム	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※一部のみ
	有料老人ホーム	
	老人福祉センター	
老人介護支援センター		

(4) 市町村認知症施策推進計画

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に規定される市町村が定める計画。

＊「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においては、市町村認知症施策推進計画に具体的に記載すべき事項は定められていない。

＊国では、「認知症施策推進基本計画」(R6.12月)を策定した。また東京都では、東京都認知症施策推進計画(R7.3月)を策定した。基本計画において示されている「新しい認知症観」を踏まえつつ、市町村の実情に応じた認知症施策について検討をすすめて記載を行う。

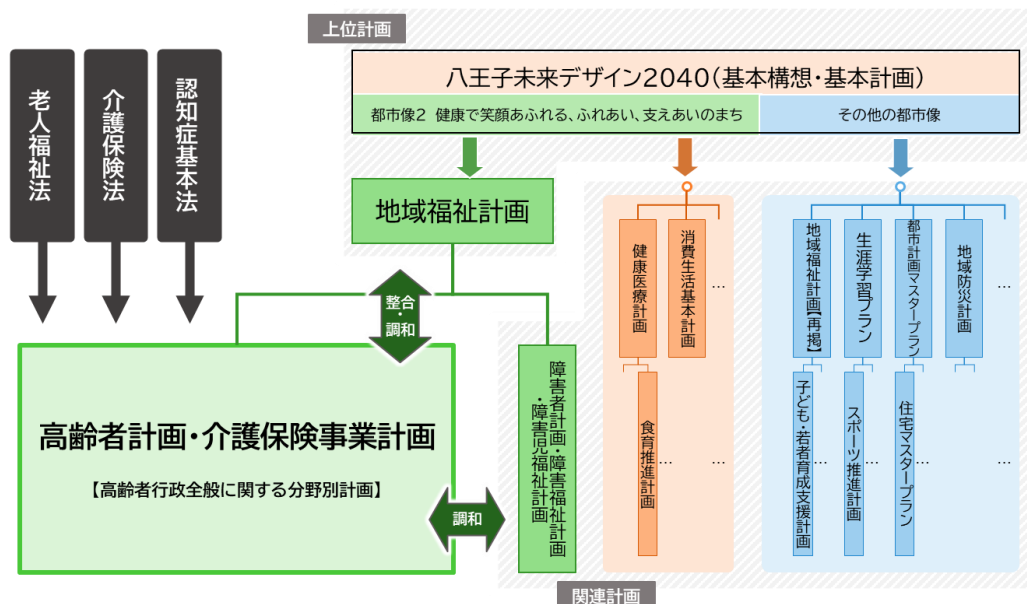
【参考】「新しい認知症観」(出典:「認知症施策推進基本計画」(R6.12月))

「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

(5) 本市における位置づけ

＊法定の3計画(「介護保険事業計画」「老人福祉計画」「認知症施策推進計画」として)の記載項目を抑えつつ、八王子市の高齢者福祉全般の方針や具体的な施策を記載した計画として策定。

＊八王子市地域福祉計画を上位計画として位置づけ。



【現行計画】

八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画

(1) 策定年月：令和6年(2024年)3月

(2) 計画期間：令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

※別添「八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画概要版」参照

3 関連する動向

(1) 国の動向

令和 8 年 3 月に、厚生労働省から第 10 期介護保険事業計画に係る「基本指針」の基本的な考え方が示される。

※基本指針案は令和 8 年 7 月頃に示される予定

「基本指針」の基本的な考え方概要

【厚生労働省介護保険計画課「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（令和 8 年 3 月）p3-14 から、特に重要と思われる箇所を抜粋要約した】

- ・ 2040 年に向けて、85 歳以上人口の増加に伴う医療・介護の複合ニーズ、認知症高齢者、独居高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少する。
- ・ 地域の規模により高齢化・人口減少の速度に差があるため、地域の状況に応じたきめ細かな対応が求められる。
- ・ 都道府県、市町村、地域の関係者が人口動態・介護ニーズ見込み等を踏まえ、現状・課題の共通認識を持った上で、2040 年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護連携、介護人材確保、生産性向上等を勘案し、具体的取組と目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要。
- ・ 具体的には次の点について検討することが重要。
 - ア 介護サービス提供体制の計画的な整備
 - (ア) 地域の実情に応じたサービス提供体制の整備
 - 令和 6 年度～令和 8 年度の給付実績を踏まえつつ、中長期的人口動態・介護ニーズ見込みを捉え、施設サービス・居住系サービス・地域密着型サービスをバランスよく組み合わせさせた提供体制を計画的に確保することが重要。
 - (イ) 在宅サービスの充実
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能、看護小規模多機能等の地域密着型の普及・整備を地域の実情に応じて検討し取り組むことが重要。
 - イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - (ア) 地域包括ケアシステムの深化
 - 重度化しても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を引き続き進めることが重要。
 - (イ) 保険者機能の強化
 - 保険者が地域包括ケアの深化・推進に向け更なる取組を進められるよう、保険者機能を強化することが重要。
 - 介護給付適正化は、事務負担の軽減を図りつつ、事業の重点化・内容充実・見える化により効果的・効率的に実施することが重要。
 - ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上
 - 生産年齢人口減少の加速と 2040 年の高齢者人口ピークを見据え、人材確保の総合的取組を推進することが重要。

(2) 八王子市地域福祉計画の中間見直し

ア 第4期八王子市地域福祉計画（現行計画）の概要

(ア) 策定年月

令和6年（2024年）3月

(イ) 計画期間

令和6年（2024年度）～令和11年度（2029年度）

(ウ) めざす姿

“市民力・地域力” 地域におけるつながりあい

(エ) 計画のテーマ・施策

テーマ① 地域のつながり（地域福祉を推進する仕組みの充実）

施策 1-1 誰もが地域の力になれるしくみづくり

施策 1-2 福祉や健康づくりが身近になる環境づくり

テーマ② 人材のつながり（福祉人材の確保・充実育成）

施策 2-1 福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり

施策 2-2 様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化

テーマ③ サービスのつながり

施策 3-1 一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実

施策 3-2 隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実

※「施策」ごとにさらに細施策を設定

イ 中間見直しの方向性

◎ 「めざす姿」「テーマ」「施策」については変更しない

◎ 「細施策」の見直しによって計画の実効性を高める

◎ 【中間見直しの基本的な考え方】

生活課題の深刻化を防ぐ「予防型」福祉行政の基盤づくり

4 高齢者計画・第9期介護保険事業計画の評価

(1) アウトプット指標【令和6年度分のみ】

計画初年度の令和6年度の事業評価においては、8割が「達成できた」「おおむね達成できた」の評価【前回令和7年度第4回高齢者福祉専門分科会で報告】

(2) アウトカム指標

◎16の施策目標に設定しているアウトカム指標について「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(R7.12月実施)等の速報値を用いて暫定的に指標の達成度を計測

◎現時点で集計可能なものは、12の指標のうち6の指標が目標を満たしている

→別紙「資料1-2 高齢者計画・第9期介護保険事業計画 目標別進捗状況」参照

◎ただし数値は令和7年12月時点のものである。9期計画にもとづいた事業実施の効果測定の検証としてはさらに時間が必要と考える。

(3) ロジックモデルの課題

(1)(2)で記載のとおり、計画の効果測定と検証に必要なロジックモデルの指標、特にアウトカム指標の測定が途上となっているほか、未実施の事業に対する検討が必要。

5 第10期計画の策定の方向性(案)

(1) 前提

ア 国等の動向

2040年など中長期的な視点を踏まえた地域包括ケアシステムの深化という大きな方向性については、9期時点と変わらず

【本市においても中長期的な視点を踏まえて第9期計画の策定を行っている】

ただし、都認知症施策推進計画の策定、上位計画(地域福祉計画)の中間見直しなど、計画策定にあたり考慮すべき内容は存在する

イ 9期計画の評価

◎8期計画に続き基本的には順調であるものの、事業評価としては現時点ではアウトカムの検証が途上。

※8期計画と9期計画の連続性については資料1-2を参照

◎未実施の事業をふまえたロジックモデルの活用方法について再整理が必要。

(2) 第10期計画の策定の基本的な考え方(案)

ア 9期計画の基本方針の継承

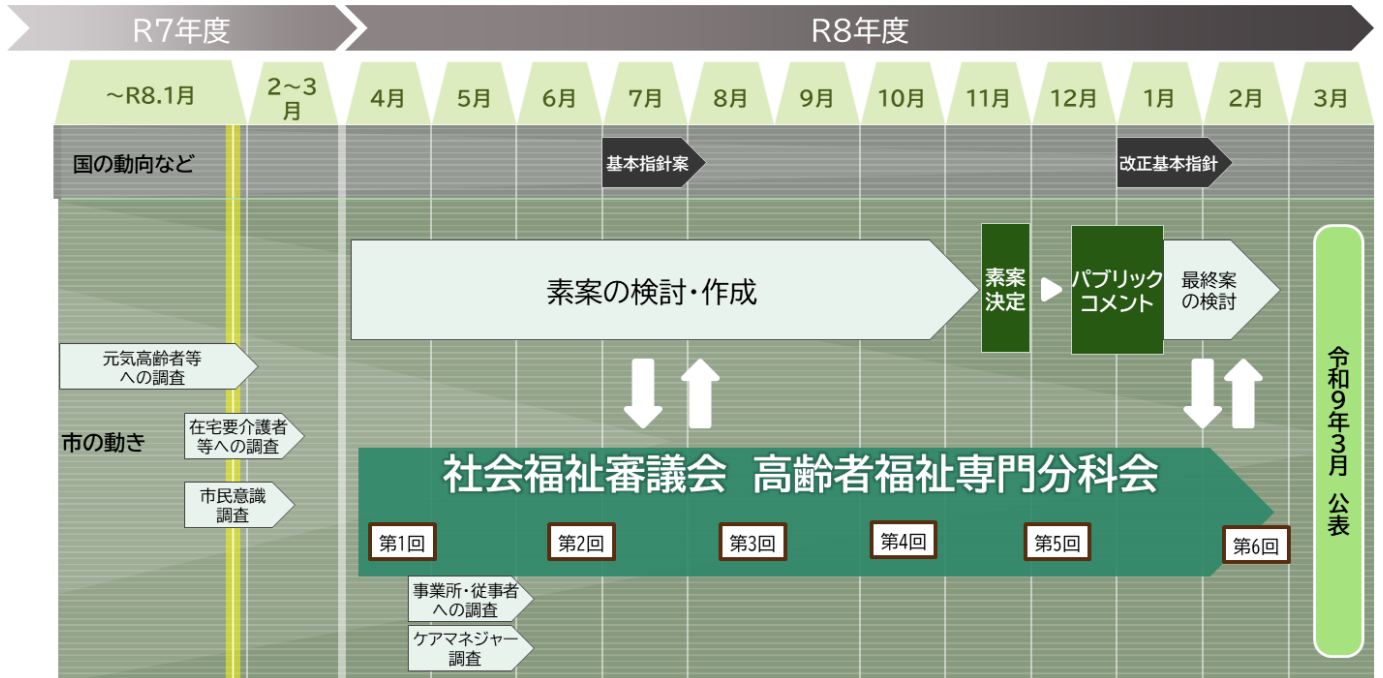
(ロジックモデルの活用及び計画の基本理念と施策の3つの柱を継承)

イ ロジックモデルの活用方法を再整理

ウ 国等の動向を反映した事業(取組)の見直し

【参考】今後のスケジュールについて

(1) 計画策定のスケジュールについて



(2) 令和8年度高齢者福祉専門分科会の開催予定について

第1回【今回】

日程：令和8年（2026年）4月16日（木）10：00～12：00

第2回

日程：令和8年（2026年）6月29日（月）14：00～16：00

第3回

日程：令和8年（2026年）8月20日（木）14：00～16：00

第4回

日程：令和8年（2026年）10月13日（火）10：00～12：00

第5回

日程：令和8年（2026年）12月4日（金）14：30～16：30

第6回

日程：令和9年（2027年）2月22日（月）14：00～16：00